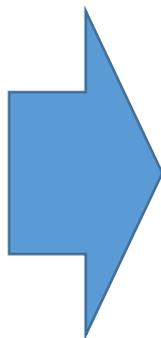




河内町の 空き家の解体に

50万円補助します！



対象となる空き家等

- ①同一敷地内に他の建物がある場合、その建物とその敷地が使用されていないこと
- ②町内に存する住宅であること
- ③所有権以外の権利が設定されていないこと
- ④公共事業による移転等の補償の対象になっていないこと
- ⑤町から補助金の交付を受け新築、増築、改築及び改修等の工事を行った場合は、当該工事を行ってから5年を経過していること

対象とならない事業

- ①補助金の交付を決定する前に着手した工事
- ②補助対象空き家等の一部を解体する工事
- ③建て替えを目的とした工事
- ④他の制度による補助金等の交付を受けようとする工事
- ⑤当該年度内に事業が完了しない工事

※この他にもいくつか要件がありますので、事前にお問い合わせください。

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円以下は、切り捨てるものとする。）とし、50万円を上限とします。

▼詳しくはこちら



茨城県河内町

Kawachi Town

【お問い合わせ先】茨城県稲敷郡河内町源清田 1183

河内町生活環境課 Tel0297-84-2111(代)

kankyoutown@town.ibaraki-kawachi.lg.jp